

少年法の適用対象年齢について

平成24年3月22日
法務省刑事局

- 1 少年法の適用対象年齢引下げについて、法務省の検討状況を御説明いたします。
- 2 その前提として、少年法における考え方や取扱いについて申し上げます。

少年法は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して保護処分を行うこと等を目的としており、その手続においては、保護・教育を重視し、専門的な調査機構を持ち、少年を専門的に扱う家庭裁判所が全ての少年事件について調査・鑑別などを活用して保護手続と刑事手続の選別を行うため、捜査機関に全ての少年事件の家庭裁判所への送致を義務付ける全件送致主義がとられています。

すなわち、刑法において刑事責任能力を有するとされる14歳以上の少年が犯罪を犯した場合に、検察官は、その被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、家庭裁判所に送致しなければならないとされています。

その上で、事件の送致を受けた家庭裁判所では、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分が相当と認められるときには、検察官に送致する決定をします。また、犯行時16歳以上の少年に係る故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件については、原則として検察官に送致されることとなっています。

このように、少年法は、全件送致主義を前提として、14歳以上20歳未満の者については、罪質、動機・態様、犯行後の状況、少年の性格、年齢、行状・環境等の諸事情を考慮して、保護処分と刑事処分を選択することを可能にしています。

また、少年が検察官に送致され、刑事手続に付されて刑事責任を問われる場合でも、長期3年以上の懲役・禁錮をもって処断すべきときは、長期と短期を定めた不定期刑が言い渡されるなど、科刑についても成人と異なる取扱いが定められています。

3 以上のような特徴・性格を有する我が国の少年法について、その適用対象年齢を18歳未満に引き下げるという議論は、18歳・19歳の者を、一律に、家庭裁判所における調査・審判の過程を経ないこととして保護処分の対象から外し、成人と同様に、刑事処分を前提とした刑事手続及び刑罰による処遇によることが適切かどうかの問題、換言すれば、刑事司法全般において、成長過程にある若年層をいかに取り扱うべきかにかかわる問題であり、公職選挙法、民法等のより一般的な法律における年齢の在り方を考慮に入れつつも、冒頭に申し上げた目的を有する少年法固有の観点から検討を行う必要があるところ、法務省内において、これまで検討に努めてきました。

4 すなわち、適用対象年齢を引き下げる積極的な事情としては、次のような点があります。

- 18歳・19歳の者については、その多くが社会的自立のために必要な基本的素養を身に付けていると思われること
- 18歳・19歳の者の犯罪傾向は、14歳から17歳の者のそれに比較すると、成人を合わせた被疑事件全体の傾向に近いこと

しかしながら、他方で、適用対象年齢の引下げに消極的な事情としては、次のような点があります。

- いまだ経済的・社会的に自立しているとはいえない者が多いこと
- 刑法犯の検挙人員や少年院出院者の再入院率等に照らし、現時点において、これらの者を少年法の適用対象から除外して厳正な対処をするまでの必要性はうかがえないこと

5 以上のような事情を考慮しますと、現段階において、少年法の

適用対象年齢を引き下げる積極的な必要性までは認められないと考えています。

今後、公職選挙法の選挙権年齢の引下げに関する立法動向や、民法の成年年齢の引下げ等の立法動向を踏まえ、18歳・19歳の者が社会的・経済的に自立しているという国民の認識が共有されるなどの事情が認められるか否かを考慮しつつ、少年法において、未だ成長期の若年者であるがゆえの取扱いを必要とするか否かを、更に慎重に検討する必要があると考えています。